

## 一般社団法人日本リウマチ学会関節超音波検査講習会開催規則（案）

2019年度制定

### （目的）

第1条 関節超音波検査講習会（以下、本講習会）は、参加受講者が以下の内容を習得することを目的とする。

- ① 「リウマチ診療のための関節エコー撮像法ガイドライン」による標準的な関節超音波検査の方法
- ② 正常および主要な病的関節超音波検査所見
- ③ 日常臨床における関節超音波検査の役割とその原理
- ④ 主要な関節の正常像について、理想的な画像を描出する技術
- ⑤ 患者（被験者）の協力により、病的所見を描出する技術

### （受講者）

第2条 本講習会の受講者は、以下のものとする。

- ① 関節超音波検査の技術の習得を希望する日本リウマチ学会（以下、学会）会員
- ② 医師・メディカルスタッフ（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、准看護師）であるもの
- ③ 学会非会員のメディカルスタッフも参加は可能だが、その際には当該施設の学会会員が同伴参加することが望ましい。同伴参加できない場合でも学会会員の推薦状は必要とする。

### （講習会の開催）

第3条 本講習会は、理事会の承認のもと関節リウマチ超音波標準化小委員会（以下、委員会）が開催する。

#### 1. 開催内容

初級コースと中級コースの2種類のコースを設定し、委員会が定めた各コースの開催指針に則り開催する。

#### 2. 運営費用等

- ① 講習会参加費、本学会補助費の他、製薬企業等から協賛を得ることができる。
- ② 超音波診断機器に関しては複数の企業に協力を依頼することができる。

#### 3. 運営方法

運営は、以下の業務を業者に委託して委員会が行う。

- ① 開催告知（学会ホームページとリンクまたは配布メールとリンク）
- ② 受付申込
- ③ 参加費の徴収
- ④ 会場確保と確認
- ⑤ 会場設営
- ⑥ 関連資材の準備

#### 4. 参加者の募集

- ① 第2条に定めたものが応募できる。
- ② 事前告知を行い、申込期間を設定する。
- ③ 地域性・公平性を考慮し参加者を決定する。
- ④ 参加費は開催指針で定め、事前に振り込むものとし、特段の事情のない限りは払い戻ししないものとする。

#### 5. 指導者

- ① 指導者は、原則として、事前に委員会委員による推薦により委員会事務局に登録したものとし、常に均一な内容の講習が実施できるよう指導者間で調整する。
- ② 指導者への謝礼は学会規定に基づく日当、交通費とする。

#### 6. 患者（被験者）

- ① 患者（被験者）の招聘と安全確保は委員会が責任をもって行うものとする。
- ② 謝礼は1万円（交通費含む）とする。
- ③ 事前に同意書（別紙）を取得し保管する。
- ④ プライバシーには十分に配慮する。
- ⑤ 不測の事態に対応できるよう準備する。

（本規則の改定）

第4条 本規則の改定は、委員会の議を経て理事会に諮り、社員総会での承認を受けて決定する。

#### 附則

1. この規則は2020年度の講習会から適用する。